

1 / 2 補助付きリース

項 目	品 目	貸付期間 (年)
堆肥の調整・保管施設	堆肥置き場（主としてコンクリート製のもの）	17
	堆肥置き場（主として金属製のもの）	14
堆肥の調整機械	発酵機（装置）	7
	ショベルローダー	7
堆肥の散布機械	マニアスプレッダー	7
堆肥の運搬機械	ダンプカー	4
	トラック	5

- 注 1 堆肥の調整・保管施設は、発酵が進んでいるか、若しくは終了している堆肥を搬入するためのものであること。
- 2 堆肥の調整機械、堆肥の散布機械及びたい肥の運搬機械は、堆肥の調整・保管施設で取り扱う堆肥の調整、散布及び運搬に使用するものであること。
- 3 本表は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1、第2から引用したものである。
- 4 本表に記載のない貸付施設等がある場合には、申請のあった貸付施設等に基づき別途定めるものとする。